

KPMG Japan e-Tax News

No.173 20 June 2019



税務情報

東京都 ― 法人事業税の税率改正のための東京都都税条例改正案が成立

2019 年度税制改正における地方税法等の改正により、2019 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率の改正が行われました。

これを受け、東京都の法人事業税の税率(超過税率)を改正するための東京都都税 条例改正案が 2019 年第 2 回東京都議会定例会に提出されていましたが、6 月 19 日、この条例改正案が原案どおり可決・成立しました。

* * * * *

東京都の法人事業税の税率(超過税率)及びこれに基づく東京都の法人実効税率については、以下のニュースレターでお知らせしています。

■ <u>東京都 — 2019 年 10 月以後に開始する事業年度の法人事業税の税率(案)を公表</u>(2019 年 5 月 29 日発行)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com home.kpmg/jp/tax ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている 状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努め ておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではあり ません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショ ナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.